平成２５年（フ）第２０９号
秋田市八橋三和町19番38号
破産者　株式会社プラネット
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１号
山口県下関市彦島向井町２丁目３番31号
破産者　有限会社アサノ板金
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３０号
島根県出雲市大社町北荒木167番地１
破産者　吾郷　　隆
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２９０号
茨城県つくば市館野11番地１　ディアコートつくば305号
破産者　迫田　伸治
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
福島県郡山市八山田５丁目203番地　ビューラー美っ坦Ｄ棟105号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市富久山町八山田字菱池１番地の81
破産者　柳澤ひでみ
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
福岡県大川市大字酒見704番地３
破産者　田中　秀樹
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
福岡県柳川市三橋町柳河397番地５
破産者　長谷川昭好
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
熊本市南区田井島２丁目５番25号　岩本アパート
破産者　伊藤　行男
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６９５号
札幌市中央区南14条西１丁目２番18―406号、開始決定時の住所札幌市中央区南３条東２丁目10番地１　リビオ大通303号
破産者　枝並　誠治
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４号
仙台市太白区富沢２丁目７番１号　黎シャイン102、開始決定時の住所地仙台市青葉区昭和町５番51―707号
破産者　草刈　吉男
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
山形県東根市神町南２丁目１番21―13―112号　Ｔｗｉｎｋｌｅ、開始決定時の住所山形県東根市大字羽入2055番地の６
破産者　片桐　弘子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７２号
川崎市麻生区白鳥３丁目５番１号　シャンテ栗平303、前住所川崎市麻生区白鳥１丁目18番10号
破産者　竹田　義幸
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
新潟県五泉市川瀬1264番地４、前住所新潟県五泉市石曽根7238番地19
破産者　見尾田　徹
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３２号
新潟市東区江南４丁目１番地３
破産者　小池　　昇
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９３４号
名古屋市緑区尾崎山２丁目419番地　尾崎山ハウスＣ棟101号
破産者　名城こと　姫城　守久
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５号
京都府綾部市高津町遠所１―621　特別養護老人ホーム綾部はなみずき、住民票上の住所京都府綾部市栗町野佃32番地
破産者　山崎　源次
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係